［条を削る。］

（管理区域への立入制限等）

第七条の二の九　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　［略］

二　保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三　［略］

（加工施設の施設管理）

第七条の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　加工施設が法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第二十二条の八第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第九条の四の二第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　加工施設の設計及び工事に関すること。

ハ　加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　加工施設の施設管理に関する記録に関すること。

（作業手順書等の遵守）

第七条の二の八の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（管理区域への立入制限等）

第七条の二の九　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（加工施設の巡視及び点検）

第七条の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者（法第二十二条の八第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、従業者に加工施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第二十一条の二第一項の規定により、法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工事業者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）は毎日一回以上）、従業者に加工施設について巡視を行わせなければならない。